

【大学院教育学研究科修士論文審査基準】

(2019 年 12 月 10 日教育学研究科運営委員会承認)

修士論文の審査にあたっては、その論文が修士の学位に相当する学術的意義および独創性を有し、適切な方法により研究が進められているかどうか、また学位申請者が修士の学位に相当する研究立案・遂行能力、論理的構成・説明能力、高度な専門的学識を有しているかどうかについて判断する。具体的な審査基準は、次の通りである。

1. 学術的意義および独創性

修士論文は、学術的・社会的意義を有する内容であること。また、新たな事実の発見や既存の研究の発展などによる独創性と、今後の発展性を有しているものであること。

2. 研究立案・遂行能力

修士論文の研究方法は、研究テーマや先行研究の十分な分析に基づいて選定された、研究目的を達成するうえで妥当なものであること。また、学術研究倫理の理解と遵守に基づいて研究を立案・遂行するものであること。

3. 論理的構成・説明能力

修士論文の内容は、研究テーマに関する合理的な論述の展開、論拠の提示、推論の構築と主張の展開をし、それによる説得力のある結論を提示するものであること。

以 上